

令和4年10月5日
総合政策局公共事業企画調整課

《 ICT建設機械等認定制度 》 ICT施工の中小企業等への普及拡大に向けて ICT建設機械等の認定を始めます

国土交通省では、ICT施工の中小企業等への普及拡大に向け、従来の建設機械に後付けで装着する機器を含め、必要な機能等を有する建設機械をICT建設機械等として認定を行います。今回、令和4年10月5日付で、別添1に示すとおりICT建設機械等として65件の認定を初めて行いました。

「ICTの全面的な活用の推進に関する実施方針」^{*1}において取り扱う「ICT建設機械」^{*2}の円滑な現場導入に資するため、「ICT建設機械」及び建設機械に装着することでICT建設機械として機能させる「ICT装置群」を認定するもので、初の認定を行います。

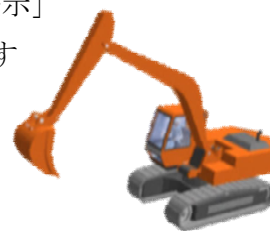
※1 <https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/constplan/content/001475911.pdf>

※2 ICT建設機械とは、建設機械に工事の設計データを搭載することで、運転手へ作業位置をガイダンスする機能や運転手の操作の一部を自動化する機能を備えた建設機械。

◆【ICT建設機械認定状況】

	今回（初回）認定
ICT建設機械等	65件
ICT建設機械	19件
ICT装置群	46件

あわせて、ICT建設機械等に付することができる「認定表示」につきまして、別添2のとおり公表します。認定表示を付すことによって、国土交通省の認定を受けたICT建設機械等であることがひと目で明確となり、円滑な現場導入の一助となることが期待できます。



制度概要、認定機械等の一覧等は国土交通省の以下のホームページへ掲載しています。

https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/constplan/sosei_constplan_tk_000050.html

なお、今後の認定申請は随時受け付けています。

(問合せ先)

国土交通省 総合政策局 公共事業企画調整課 岡本、古川

TEL : 03-5253-8111 (内線24921、24923) 03-5253-8286 (直通)

FAX : 03-5253-1556